

別添

## 災害医療対策事業等実施要綱

(前略)

### 第 11 災害医療チーム等養成支援事業

#### 1 目的

この事業は、災害発生直後から被災地の医療提供能力が回復するまでの間に切れ目のない医療支援を行うため、災害発生後から被災地の医療提供能力が回復するまでの間に、災害医療コーディネーター及びDMATと連携し、医療支援を行う災害医療チーム又は災害時に歯科保健医療支援を行うチームを有する団体に対して、当該チームに所属する医療従事者（医師、看護師、業務調整員等）又は歯科医療従事者（歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士、業務調整員等）の養成を支援することを目的とする。

#### 2 事業の実施主体

##### (1) 災害医療チーム養成支援事業

「災害医療チーム養成支援事業公募要領」により選定された団体とする。

##### (2) 災害歯科保健医療チーム養成支援事業

「災害歯科保健医療チーム養成支援事業公募要領」により選定された団体とする。

#### 3 事業内容

##### (1) 災害医療チーム養成支援事業

ア 受講対象者は、被災地の医療提供能力が回復するまでの間に、医療機関及び避難所等において医療支援を行う災害医療チームに所属する医療従事者（医師、看護師、業務調整員等）とする。

イ 研修内容は、災害発生直後から被災地の医療提供能力が回復するまでの間に切れ目のない医療支援を行う能力の向上を図るために実施する講義及び演習等とし、以下に掲げる内容を設けるものとする。

(ア) 災害医療コーディネーター及びDMATとの役割分担・連携や円滑な引継ぎ等に関すること

(イ) 広域災害・救急医療情報システム(EMIS)の活用に関すること

##### (2) 災害歯科保健医療チーム養成支援事業

ア 受講対象者は、災害時に歯科医療機関及び避難所等において歯科保健医療支援を行う歯科保健医療チームに所属する歯科医療従事者（歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士、業務調整員等）とする。

イ 研修内容は、災害時に歯科保健医療支援を行う能力の向上を図るために実施す

る講義及び演習等とし、以下に掲げる内容を設けるものとする。

- (ア) 災害対策に係る保健医療活動を行うチームとの役割分担・連携や円滑な引継ぎ等に関する事
- (イ) 災害時の歯科医療活動（応急歯科治療、歯科保健活動、遺体の身元確認等）に関する事

(後略)